

高知県における過疎地域と中山間地域について

過疎地域

過疎地域持続的発展支援特別措置法において、「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」とされている。

具体的には、法で定める特定の期間における「人口要件」と「財政力要件」に該当する市町村の区域のことをいう。

中山間地域(過疎地域を含む)

高知県では、山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的に不利な地域として、地域振興に関する5つの法律(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)の規定範囲を中山間地域としている。

＜参考＞高知県における過疎・中山間地域の市町村数と面積・人口等

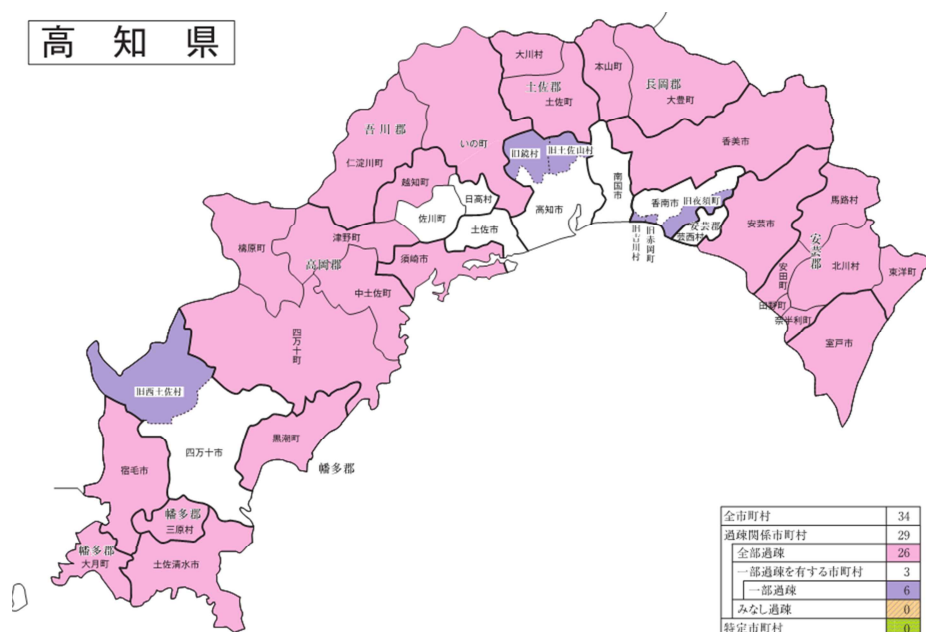
高知県全域 34 市町村	
過疎地域 26 市町村(全域)、3 市町 (一部) (参考) 面積 6,046km ² (県全面積の約 85%) 人口 218,562 人 (県人口の約 32%)	過疎地域以外 5 市町村(全域)、3 市町 (一部) (参考) 面積 1,058km ² (県全面積の約 15%) 人口 472,965 人 (県人口の約 68%)
中山間地域(過疎地域を含む) 27 市町村 (全域)、7 市町村 (一部) (参考) 面積 6,627km ² (県全面積の約 93%) 人口 264,046 人 (県人口の約 38%)	中山間地域以外 7 市町村 (一部) (参考) 面積 476km ² (県全面積の約 7%) 人口 427,481 人 (県人口の約 62%)

※ 過疎地域、中山間地域の市町村数は、令和 6 年 4 月現在

※ 中山間地域の人口、面積は、令和 2 年度国勢調査時点を記入、データ調査後に反映
資料:(人口)令和 2 年国勢調査、(面積)総務省令和 2 年国勢調査及び農林水産省
2010 農林業センサス

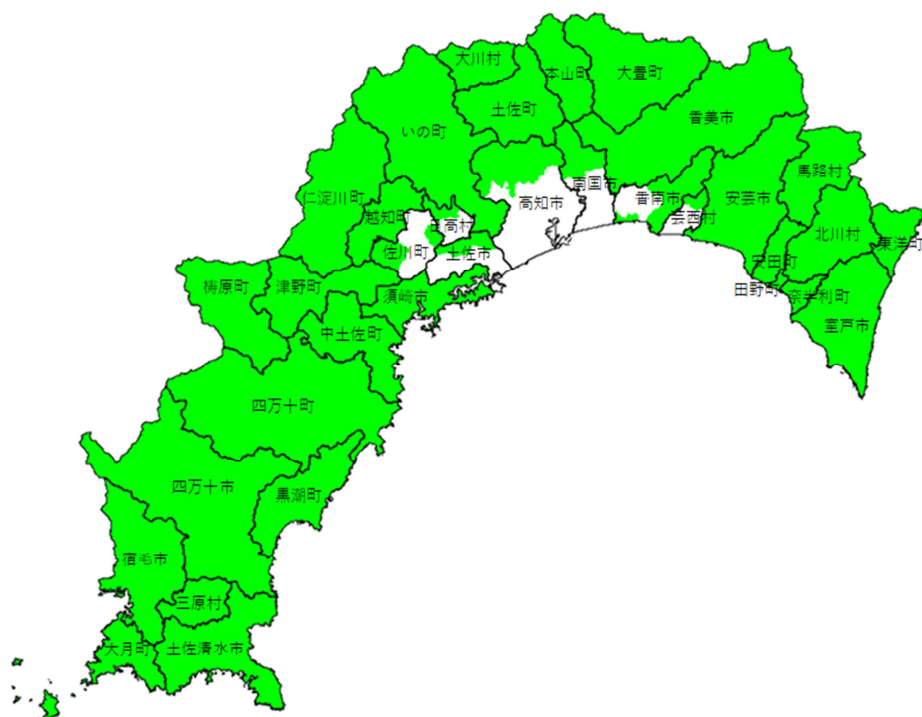
過疎地域

高 知 県



※令和6年4月1日現在

中山間地域



※令和6年4月1日現在